

流山市 令和6年度 『まちづくり推進部長の仕事と目標』

まちづくり推進部長のビジョン(目指す姿・組織運営方針)



部長 梶 隆之

まちづくり推進部では、良質な住環境の整備を進めてまいります。
 都市基盤及び宅地の整備については、つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業の促進と早期完了を目指してまいります。
 江戸川台駅東口周辺地区では、ジェット口跡地や商店街通り、駅前広場を核とした再整備を行います。
 初石駅では、駅の利便性を向上させるため、引き続き自由通路・橋上駅舎の工事を進め、東口駅前広場の工事に着手するとともに、西口駅前広場の整備方針の検討を進めてまいります。
 公園整備については、市野谷の森西近隣公園の環境保全のための整備や、賑わい創出に向けた市総合運動公園の再整備を進めてまいります。
 都市計画では、都市計画マスタープランに定めた将来都市像を実現するために、地域の実情に沿った都市計画の変更や基準の見直しを行ってまいります。

ビジョンとは「目指す未来像」であり、「組織運営方針」のことです。どのような組織を目指すのかを明らかにすることで、メンバーは共通の認識のもと、未来に向かって行動していきます。

流山市総合計画における主な取り組み施策

基本政策		施策名
1	良質な住環境のなかで暮らせるまち	みどり・生物多様性
2	良質な住環境のなかで暮らせるまち	市街地整備・景観
3	良質な住環境のなかで暮らせるまち	交通
4	良質な住環境のなかで暮らせるまち	住宅

各課長のミッション(役割・使命)

1	まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばエクスプレス沿線整備事業の内、千葉県施行の運動公園周辺地区(事業完了令和11年度)及び木地区(事業完了令和11年度・清算期間含む)については、施行者と連携して関係機関や関係権利者との協議・調整を行います。 ・西平井・緒ヶ崎地区(事業完了令和7年度・清算期間含む)及び緒ヶ崎・思井地区(事業完了令和8年度・清算期間含む)は、清算金の徴収を行います。 ・流山おおたかの森駅前センター地区は、交通安全対策に合わせて、安全な歩行空間や休息の場を確保し、更なる賑わいを創出するため、引き続き道路改修を行います。 ・江戸川台駅東口周辺では、ジェット口跡地施設の事業手法の検討、駅前広場の実施設計と拡張用地の取得に向けた交渉や契約を進めるとともに、商店街や地域住民の方々と合意形成を図りながら、商店街通りの歩行者優先道路化の整備方針を検討していきます。 ・南流山駅周辺では、南流山駅周辺地区まちなみづくり指針の周知及び補助制度の創設を行います。 ・流山ぐりんバスや路線バスの運行ルート見直し等により、サービス水準の維持・確保に努めます。 ・マタニティタクシー利用助成制度や高齢者免許返納一時金制度を継続し、市民サービスの充実とともに市内公共交通の利用促進を図ります。 ・初石駅では、自由通路及び橋上駅舎の施行を委託した東武鉄道と連携し、計画的に工事を進めます。
2	みどりの課	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・街路樹の整備・維持管理や民間開発における緑化指導等を通し、市内のみどりの保全・創出・活用・担い手育成を行うことで、「都心から一番近い森のまち」の実現を目指します。 ・市野谷の森西近隣公園整備、総合運動公園再整備、市内に残る重要な森の保全、講習会によるみどりを担う人材の育成等に取り組んでまいります。

各課長のミッション(役割・使命)

3	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・「住み続ける価値の高いまち」を目指し、都市計画に関する立案や決定及び変更など、市の都市計画の総合的な調整を行います。 ・市内の都市計画に関する手続きのほか、良好な景観の形成と保全のため、景観計画及び広告物条例に基づき審査・指導及び助言を行います。
4	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に基づき建築確認の審査及び検査を行います。 ・「耐震改修促進計画」に基づき、建築物及びブロック塀等の耐震化等を推進してまいります。 ・「流山市開発事業の許可基準等に関する条例」に基づき、事業者への指導や協議を行います。 ・空家対策等計画及び住生活基本計画に基づき、空家対策の推進を行います。
5	宅地課	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境に調和した開発事業計画へ誘導し、住環境の保全及び向上を図るとともに、安全で快適な都市環境の形成に寄与することを目的として、適切な指導や協議を行います。

ミッションとは、「その部門が果たすべき役割」であり、「組織使命・目標」のことです。各課の使命や存在意義を明らかにすることで、ビジョン達成のための新たな事業の創造や、選択の集中の判断基準となるものです。

各係の改善チャレンジ

1	まちづくり推進課	まちづくり推進係	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸川台駅東口周辺地区では、駅前広場、ジェット口跡地及び商店街通りの整備にあたって、駅周辺全体の統一感や相互連携の工夫をするために、建築デザインやランドスケープなど各分野の専門家から意見を伺いながら、駅周辺の魅力と賑わいの創出に努めます。 ・南流山駅周辺地区では、まちなみづくり指針の周知に努めます。
2		事業支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・流山おおたかの森駅前センター地区道路について、地元関係者に丁寧な説明を行い、市道29024号線の早期工事完成を目指します。また、市道40137号線整備に向け、関係機関や地元関係者等と協議を進めていきます。
3		交通計画推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・初石駅における自由通路及び橋上駅舎を計画的に整備するため、東武鉄道と綿密なスケジュール調整を行い、円滑な工事進捗に努めます。
4	みどりの課	公園係	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公園施設の安全点検、補修、更新を行うことで、公園、緑地、街路樹等が安心・安全・快適に利用できるよう維持管理に努めます。 ・公園維持管理システムを構築し、業務の効率化に取り組みます。
5		緑化推進係	<ul style="list-style-type: none"> ・総合運動公園再整備では、整備運営事業者(Park-PFI及び指定管理の事業の実施者)の募集を行い、公園全体の活性化につながる賑わい創出に向けた準備を行っていきます。また、各種講習会についても昨年度のアンケート調査結果による参加者のニーズを生かし、より多くのみどりを担う人材を育てます。
6	都市計画課	都市計画係	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画に関する手続きについて、関係法令に基づき、迅速に処理するよう努めます。
7		都市景観係	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び条例に基づく届出等について、指導及び審査業務の効率化を図り、迅速な対応を行えるよう努めます。

各系の改善チャレンジ

8	建築住宅課	審査係	・各種審査業務においては、各法令に精通していることが必要であることから、講習会等に参加し、引き続き知識の習得に努め、審査能力向上を図ります。
9		指導係	・地震災害による建築物及びブロック塀等の倒壊から生命・財産を守るために、耐震改修促進事業を推進していきます。
10		企画・住宅室	・令和6年度に改定した「流山市公営住宅等長寿命化計画」に基づき建物の長寿命化を推進していきます。 ・空家等対策について、より効果的かつ迅速な対応を行えるよう努めます。
11	宅地課	開発審査係	・開発審査業務においては、開発行為に関する技術基準に精通している必要があることから更なる開発行政に係る知識習得に努め、適正に開発行為等の審査を行います。
12		開発指導係	・「流山市開発事業の許可基準等に関する条例」に基づく、指導及び審査業務の効率化を図り、また窓口対応では、迅速な対応を行えるよう努めます。

各課の市民サービス向上の取組み

1	まちづくり推進課	<p>【運動公園周辺地区(令和11年度まで)土地区画整理負担事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県が施行する、運動公園周辺地区の土地区画整理事業に対して、費用負担協定に基づき費用を負担(2分の1)し、事業の促進を図ります。 ・千葉県とともに主要幹線道路整備を進め、利便性向上を図ります。 <p>【おおたかの森まちなみづくり事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流山おおたかの森駅前センター地区の交通安全対策に合わせ、歩行者が快適に過ごせる道路空間の創出に努めます。 <p>【南流山駅周辺市街地再整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅前広場の交通量調査を行い、駅前広場の利便性向上について検討します。 <p>【地域公共交通活性化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通検討地域に対して、デマンドタクシー(利用者の予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールを併せ運行するタクシー)の活用も含めた代替手段を、市民と協働で検討します。 ・妊産婦の方の移動に関する不安の解消や市内公共交通の利用促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する「マタニティタクシー利用助成制度」を継続します。 ・高齢者の運転免許証の自主返納及び市内公共交通の利用促進を図るため、タクシー乗車料金または路線バス定期券購入費の一部を助成する「高齢者免許返納一時金制度」を継続します。
2	みどりの課	<p>【市野谷の森環境保全事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立市野谷の森公園に隣接する市野谷の森西近隣公園の整備を行います。 <p>【良質なみどりの拠点保全事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三輪野山散策の森の施設整備及び向小金ふれあい公園の改修工事を行い、市民が自然と親しめる環境を整えるとともに、公園施設の充実を図ります。 <p>【新たな賑わい空間創出事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合運動公園の西側駐車場整備工事、植栽工事等を行います。 <p>【みどりを支える人づくり事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園等の管理ボランティアや緑化に関する講習会の充実を図ります。

各課の市民サービス向上の取組み

3	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の形成について、「流山市景観計画」に基づき良好な景観を目指し、適切な協議・誘導を行います。 ・広告物等について、「流山市広告物条例」に基づき、規制及び誘導を行います。
4	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に拡充した、耐震診断及び木造住宅耐震改修助成事業実施要綱に基づき、耐震診断、木造住宅の耐震改修及びブロック塀等の除却に係る費用の一部の助成・啓発活動を行います。 ・多様な世代・世帯が安心して住み続けられる住宅情報を提供するため、住み替え支援相談会を行います。
5	宅地課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の住環境が保全され、また向上する開発事業計画となるよう、「流山市開発事業の許可基準等に関する条例」に基づき、事業者への指導や協議を行います。 ・開発事業における市民からの要望には、市民と開発事業者との調整を図り、紛争が生じないように努めます。

各課の環境への取組み

課名	前年度の評価	今年度の取組み
1 まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばエクスプレス沿線で土地区画整理事業を施行している地区では、みどりの回復を目指し、より多くの街路樹植栽を行うよう施行者や建築事業者に協力を求めました。 ・良質な緑の拠点を保全するため、流山おおたかの森駅周辺都市広場の適切な管理に努めました。 ・つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業に係る環境影響評価の調査を毎年度行い、地区内に存する動植物や湧水等の実態を把握し、希少種の保全や生活環境の保全に努めました。 ・流山ぐりーんバスの運行において、温室効果ガスの排出量を削減するため、慢性的な交通渋滞が生じるルートを変更し、円滑かつ走行距離が短縮するルートを作成しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばエクスプレス沿線で土地区画整理事業を施行している地区では、より多くの街路樹植栽を行うよう施行者に協力を求め、みどりの回復を目指します。 ・流山おおたかの森駅周辺都市広場について適切に管理するとともに流山おおたかの森駅周辺での建築に際し、事業者へ建築計画の説明を求め、地域性に配慮した樹種による植栽に努めるよう協議を行い、みどりの回復を目指します。 ・南流山駅周辺地区において建築を行う際は、事業者へ建築計画の説明を求め、敷地内の緑化に努めるよう協議を行い、まちなかの緑を増やすよう努めます。 ・つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業に係る環境影響評価の調査を毎年度行い、地区内に存する動植物や湧水等の実態を把握し、希少種の保全や生活環境の保全に努めます。 ・高齢者免許返納一時金制度の利用促進を図り、自家用車から公共交通への転換を促すことで、温室効果ガスの排出量の低減に努めます。
2 みどりの課	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公園・緑地・市民の森等の適切な管理を行い、良質なみどりの拠点の保全に努めました。 ・まちなか森づくり事業による街路樹植栽や流山グリーンチェーン戦略の推進により、まちなかに新たなみどりを創出しました。 ・市民の緑化意識の向上を図るため、ボランティアの育成や緑化に関する講習会を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公園・緑地・市民の森等の適切な管理を行い、良質なみどりの拠点として保全します。 ・新たなみどりの創出に向け、まちなか森づくり事業や流山グリーンチェーン戦略を推進し、まちなかのみどりを創出していきます。 ・ボランティアの育成や緑化に関する講習会を実施し、市民の緑化意識の向上を図ります。

各課の環境への取組み		
課名	前年度の評価	今年度の取組み
3 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に対し、景観計画に基づき丁寧な指導を行い、良質な住環境形成の推進に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流山市の特徴である緑豊かな景観の保全・創出や、地域の特性に応じた良質な住環境の形成を推進するため、景観計画に基づく指導及び景観計画の周知に努めます。
4 建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅の認定において、省エネルギー対策等に関する措置が基準を満たしているかを適切に審査し認定業務を行いました。 ・建物の解体工事、新築工事等において特定建設資材の分別解体及び再資源化等を促進するため、パトロールを実施し分別についての説明を行いました。 ・既存住宅の耐震診断・改修について、ホームページ、広報及び戸別訪問による情報提供及び啓発を行いました。 ・公営住宅の長寿命化計画に基づき、大橋団地1・2号棟受水槽更新工事を実施し、安全で快適な住まいを長期間確保することで、LCC（ライフサイクルコスト）の低減を図りました。 ・地域住民の生活環境の保全を図るため、空家等対策計画及び住生活基本計画に基づき、空家対策の推進を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「長期優良住宅の認定制度」や「建築物省エネ法」を周知し、環境への負担が少ない建築物の普及に努めます。 ・建設工事及び解体工事等に関して、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の再資源化を促進します。 ・民間建築物の耐震診断・改修、高齢者住み替え支援制度により、建築物の長期利用を促進します。 ・公営住宅の長寿命化計画に基づき、公営住宅を計画的にメンテナンスすることにより、施設の長寿命化を図ります。 ・空家等対策計画及び住生活基本計画に基づき、空家対策の推進を図ります。
5 宅地課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した街づくりを目指し、雨水の再利用や浸透施設の設置、また更なる緑化に努めるよう開発指導において協力を求めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者に対し、環境に配慮したまちづくりの推進に向けて、緑化や雨水浸透施設の設置について誘導を図ります。